

1 [民事系科目]

2
3 [第2問] (配点：100 [[設問1] から [設問3] までの配点の割合は、35：25：40])

4 次の文章を読んで、後記の [設問1] から [設問3] までに答えなさい。

- 5
6 1. 甲株式会社 (以下「甲社」という。) は、和食器の製造・販売を業とする株式会社であり、取
7 締役員及び監査役を置いているが、会社法上の公開会社ではなく、平成28年3月31日現在、
8 資本金は1億円、負債額は2億円、総資産額は10億円、当該事業年度の経常利益は2000
9 万円であった。甲社の取締役は、Aほか3名であり、Aが代表取締役を務めている。
10 甲社の和食器は、伝統美の中に現代的なテイストを取り入れる点が評価され、人気が高まっ
11 ていたが、甲社は、厳格な品質管理体制を有し、信頼できる代理店のみを通じて販売する方針
12 を堅持していた。
- 13 2. 高級食器の販売を業とする乙株式会社 (取締役会を設置しておらず、株主はBのみである。
14 以下「乙社」という。) の代表取締役Bは、Aに対し、甲社の和食器を販売させてほしいと再三
15 申し入れていたが、断られていた。
- 16 3. Aは、平成28年5月頃、Bに対し、「私個人でレストランを開業するので、下見に同行して
17 ほしい。」と頼んだ。Aは、同行したBに対し、「レストランでは甲社の和食器を利用するので、
18 気に入った客が乙社を通じて購入できるようにするのはどうか。」と持ち掛けるとともに、「こ
19 の計画の実現には5000万円資金が足りない。」と漏らした。Bは、これを機に甲社との取引
20 関係を深めようと思い、前記1の事項を含む甲社の財務状況の概要をAに確認した上で、乙社
21 としてAに5000万円を融資することとし、Aに対し、「我が社にお任せください。ただ、個
22 人に事業上の融資をした実績がないので、甲社の連帯保証を付けてください。」と述べたところ、
23 Aは、「分かった。」と答えた。Bは、後日、Aに対し、「連帯保証についての甲社の取締役会の
24 議事録の写しをもらえれば、すぐに融資できます。」と述べた。
- 25 4. このレストラン業は、Aが甲社の事業として提案したところ、採算がとれる見通しがな
26 いことを理由に他の取締役らに反対されたものであった。このような経緯から、Aは、甲社が連帯
27 保証することについて、他の取締役らの賛成を得ることはできないと考え、取締役会の議事録
28 の写しではなく、甲社代表取締役A名義でAの乙社に対する債務を連帯保証することについて
29 取締役会の承認がある旨の確認書 (以下「本件確認書」という。) を作成し、これをBに交付す
30 ることとした。
- 31 5. Aは、平成28年5月25日、Bに対し、「社内規定により、取締役会の議事録は金融機関以
32 外の第三者には公開していない。他の取引先にも取締役会の議事録を見せたことはない。」と述
33 べて、本件確認書を交付した。しかし、Aの言う社内規定は存在しなかった。Bは、Aが知名
34 度の高い甲社の評判を傷つけるようなことはしないであろうし、甲社の和食器を取り扱うこと
35 による利益が期待できる一方で、自分のような小さな会社の経営者がAに取締役会の議事録の
36 写しを強く求めれば、Aの機嫌を損ねて取引の機会を失ってしまうなどと考え、これ以上の確
37 認をせず、乙社内に必要な手続を経た。
- 38 6. Aは、平成28年6月1日、乙社から5000万円を借り受ける旨の金銭消費貸借契約 (利
39 息は、年1%として1年ごとに後払いとするものとされ、最後の利息と元本の返済期日は、平
40 成31年 (令和元年) 9月30日とされた。) を締結するとともに、甲社取締役会の承認を受け
41 ないまま、甲社を代表して、書面により、乙社との間でAの乙社に対する前記金銭消費貸借契
42 約に基づく債務を連帯して保証する旨の合意をした (以下「本件連帯保証契約」という。)。な
43 お、Aから甲社に対して本件連帯保証契約に係る保証料は支払われていない。
- 44 7. Aは、乙社に対し、1年目の利息は支払ったものの、その後の支払を怠り、返済期日に元本
45 の返済もしなかった。そこで、乙社は、令和元年10月頃、甲社に対し、本件連帯保証契約に

46 基づく保証債務の履行を請求したが、これにより、本件連帯保証契約の存在を甲社の他の取締役
47 役らが知ることとなった。

48

49 **〔設問1〕** 乙社からの本件連帯保証契約に基づく保証債務の履行の請求を拒むために甲社の立
50 場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

51

52 8. 甲社の設立当時の株主名簿上の株主及びその保有株式数は、Aの父親であるCが10万株、
53 Aの祖母でありCの母親でもあるDが20万株、甲社の仕入先であり創業資金を出資した丙株
54 式会社（以下「丙社」という。）が10万株であった。甲社では、平成24年6月開催の定時株
55 主総会の決議を経て新たに10万株（以下「本件株式」という。）が発行され、本件株式の株主
56 名簿上の株主はAであった。なお、甲社は、株券発行会社でも種類株式発行会社でもない。

57 9. 本件株式が発行された経緯は、次のとおりであった。すなわち、Aは、平成24年3月頃、
58 甲社の代表取締役であったCの要請に従い、家業である甲社を継ぐため、大学卒業後に就職し
59 た会社を辞めて実家に戻ることとした。Cは、実家に戻ったAに対し、次の株主総会でAを甲
60 社の取締役に就任させる予定である旨を伝え、「いずれ社長になる身として、従業員や取引先の
61 手前、多少の株を持っておく必要がある。金のことは心配しなくていい。」と述べたが、それ以
62 上のやり取りはされなかった。そして、前記8の定時株主総会において、Aを取締役に選任す
63 るとともに、本件株式をAに発行する旨の決議がされたが、本件株式の発行に必要な事務手続
64 は、Cの指示に基づいて、甲社の総務部が進め、株式の申込みに必要な書面等におけるAの記
65 名押印もAが甲社に預けていた印章を用いて総務部が行った。また、払込金額である2000
66 万円は、全てCの貯金によって賄われた。

67 10. 本件株式に係る剰余金配当は、C名義の株式に係る分と併せてC名義の銀行口座に振り込ま
68 れており、これらの剰余金配当についてはCの所得としてCのみが確定申告をしていた。A及
69 びC宛ての株主総会の招集通知等は、Cの指示により、いずれも甲社の総務部に留め置かれ、
70 本件株式に係る株主総会の議決権についても、甲社の総務部が、C名義の株式に係る議決権と
71 併せて、会社提案に賛成するものとして事務処理がされた。Cは、平成27年6月に取締役を
72 退任し、以後は、Aが代表取締役の地位にあったが、前記のような事務処理は継続された。

73 11. Cは、令和元年10月頃、本件連帯保証契約の件を耳にし、甲社の将来を憂慮するようにな
74 り、Aに対し、「君は、しばらく代表取締役を降りたほうがよい。次の定時株主総会で私が再び
75 取締役に戻り、代表取締役として甲社の経営を仕切り直すから、そのように株主総会の準備を
76 進めなさい。」と伝えたが、Aは、これに応じなかった。そこで、Cは、Aに対し、本件株式の
77 株主の地位はCに帰属するものであると主張したが、Aは、本件株式の株主の地位はAに帰属
78 すると主張して譲らなかった。

79

80 **〔設問2〕** CがAに対して本件株式に係る株主の地位の確認を求める訴えを提起した場合に、
81 Cの立場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

82

83 12. AとCは、令和元年12月頃、①AがCに対して一定額の解決金を支払うこと、②本件株式
84 はAに帰属することを内容とする和解契約を締結したが、甲社の経営をめぐる
85 意見の対立は続いていた。この和解契約により、甲社の株主構成は、Aが10万株、Cが10
86 万株、Dが20万株、丙社が10万株となった。

87 13. 甲社においては、令和2年6月、Aの取締役としての任期満了に伴う取締役1名選任の件を
88 議題とし（他の取締役の任期は満了していない。）、Aを取締役に選任することを議案（以下「本
89 件選任議案」という。）とする定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）を招集すること
90 が取締役会において決定され、必要事項が記載された書面にて各株主に通知された。なお、甲

91 社の定款には「株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、
92 その議決権を行使することができる。」旨の定めがある。

93 14. 丙社（公開会社である取締役会設置会社であり、多数の株主が存在する。）の内規においては、
94 総資産に占める帳簿価格の割合が1%未満である政策保有株式の議決権行使は、総務担当の代
95 表取締役専務に委ねられていた。丙社の甲社への売上げが丙社の総売上げに占める割合は0.
96 3%程度であり、丙社が保有する甲社株式の帳簿価額が丙社の総資産に占める割合は0. 1%
97 程度であった。本件株主総会の招集通知には、例年と同様、本件株主総会における議決権の行
98 使その他一切の事項について甲社代表取締役に委任する旨の包括委任状用紙が同封されてい
99 いた。そこで、丙社の総務担当の代表取締役専務であるEは、例年と同様、前記包括委任状用紙
100 に必要事項を記載し、甲社に送った。

101 15. 前記14の丙社の内規を知らないCは、この機会にAを甲社の経営から排除しようと考え、
102 丙社の営業担当の代表取締役副社長であり、大学の同窓生であるFに相談し、本件株主総会に
103 において、Cを取締役に選任する旨の修正動議を提出してこれに賛成することを示し合わせた。
104 Fは、Eがいつものように包括委任状を提出していることを知りながら、本件株主総会に出席
105 することをCに約束した。

106 16. Dは、甲社の定時株主総会に毎年出席していたが、AとCがもめていることを知り、一方に
107 のみ肩入れすることを避けるため、弁護士G（甲社の株主ではない。）に代わりに出席してもら
108 うこととし、本件株主総会における議決権の行使その他一切の事項についてGに委任する旨の
109 委任状を作成し、Gに交付した。

110 17. FとGは、本件株主総会の当日、受付担当者に対し、議場への入場を求めたところ、受付担
111 当者は、株主名簿の記載、Fの名刺及び前記16のDのGに対する委任状を確認し、FとGを
112 議場へ案内した。その後、A及びCが議場に入り、Aが議事を進めようとしたところ、Cは、
113 「Aは、本件連帯保証契約について説明を果たす立場にもあるから、私が議長を務める。」との
114 動議を提出した。Aは、本件連帯保証契約の件もあることから、ひとまず父親の顔を立てよう
115 と考え、動議に賛成し、ほかに異論もなく、Cが議長となった。

116 18. 議長となったCは、「Gには出席資格がない。」と述べるとともに、「Fには丙社代表者として
117 の出席を認めます。」と述べた。これらに対し、AとGが異論を唱えたが、Cが取り合わなかつ
118 たため、Gは、仕方なく退場した。Cが議事を進めると、Fは、本件選任議案に対する修正動
119 議として、Cを取締役に選任する旨の議案（以下「本件修正議案」という。）を提出した。これ
120 を受けて、Cは、「取締役1名の選任が議題となっているので、候補者ごとに採決をするのでは
121 なく、取締役として選任すべき者としてAとCのいずれかの氏名を記載するという方法で採決
122 をすることとしたい。」と提案したところ、誰も異論を唱えなかった。そこで、Cがあらかじめ
123 用意した投票用紙と投票箱により投票が実施された。

124 各株主の議決権の行使状況は、次のとおりであった。すなわち、Aは、Aの議決権について
125 Aを取締役に選任すべき旨の投票をするとともに、丙社の代理人として丙社の議決権について
126 Aを取締役に選任すべき旨の投票をした（下表の「Aによる投票」欄参照。）。Cは、Cの議決
127 権についてCを取締役に選任すべき旨の投票をした。Gは、退場したため、Dの代理人として
128 Dの議決権について投票することはできなかった。Fは、丙社の代表取締役副社長として丙社
129 の議決権についてCを取締役に選任すべき旨の投票をした（下表の「Fによる投票」欄参照。）。
130

株主の氏名又は名称	A	C	D	丙社	
議決権の数（万個）	10	10	20	10	
取締役として選任すべき者として記載された氏名	A	C	/	Aによる投票 A	Fによる投票 C

- 131 19. 投票用紙の集計後、Cは、丙社の議決権の行使については、Fによる投票が有効であり、A
132 による投票が無効であることを前提に、Cが取締役として選任された旨を宣言して（以下「本
133 件決議」という。）、本件株主総会を閉会した。
- 134 20. Fが、丙社の代表者として、本件株主総会に出席した上で本件修正議案を提出して議決権を
135 行使したことは、独断によるものであった。また、AもCも、前記14の内規の存在を知らな
136 かった。
- 137
- 138 **〔設問3〕** Aは、令和2年7月、本件株式の株主として本件決議の取消しを求める訴えを提起
139 したいと考えているが、本件決議の効力を争うためにAの立場において考えられる主張及びそ
140 の主張の当否について、論じなさい。

[参考答案]

1 設問 1

2 1. 甲社は、①「多額の借財」（会社法 362 条 4 項 2 号）について取締
3 役会の承認（362 条 4 項柱書）を受けていないこと、②間接取引（356
4 条 1 項 3 号）について取締役会の承認（365 条 1 項・356 条 1 項柱書）
5 をを受けていないこと及び③代表権濫用（民法 107 条）に当たることを
6 理由として、本件連帯保証契約が無効であると主張する。

7 2. ①

8 (1) 保証は、債務負担を伴うから「借財」に含まれる。

9 (2) 「多額の借財」に当たるかは、当該借財の額、それが会社の資本金
10 等に占める割合及び借財の態様などを総合考慮して判断する。

11 主債務の額は 5000 万円とそれ自体高額であるし、これは甲社の
12 資本金 1 億円の 50%、純資産額 10 億円の 5%、当該事業年度の経常
13 利益 2000 万円の 250%にも相当する。しかも、主債務は、A が他の
14 取締役から採算が取れる見通しがないと反対されたレストラン事業
15 の資金として借り入れたものだから、レストラン事業の失敗により
16 返済不能となり、甲社が保証債務の履行を求められる危険性が高い。

17 したがって、本件連帯保証契約は「多額の借財」に当たる。

18 (3) 甲社では、上記契約について取締役会の承認を受けていない。

19 ア. 取締役会の承認を受けない代表取締役の個々の取引行為は、内
20 部的意思決定を欠くにとどまる（349 条 4 項参照）から原則とし
21 て有効であって、相手方が悪意又は有過失であるときには民法 93
22 条 1 項但書の類推適用により無効になると解する。

23 イ. A は、B に対し、「社内規定により、取締役会の議事録は金融機

1 関以外の第三者には公開していない。他の取引先にも取締役会の
2 議事録を見せたことはない。」と述べて、本件確認書を交付してい
3 る。取締役会議事録は、その作成・保存・本店における備え置き
4 が会社法上の義務であり（369条3項、371条1項）、株主・債権
5 者・親会社社員の閲覧・謄写等請求に供される（371条2項ない
6 し6項）ものであるから、これを「金融機関以外の第三者には公
7 開していない。」という社内規定が存在することは不自然である。
8 そのため、Bにおいて、取締役会の承認の存在を疑うべき状況に
9 あったといえ、BはAに対して取締役会議事録を見せるように求
10 める調査確認義務を負う。にもかかわらず、Bは、これ以上の確
11 認をしなかったのだから、調査確認義務違反としての過失が認め
12 られる。したがって、①の通り、本件連帯保証契約は無効である。

13 3. ②

14 (1) 本件連帯保証契約は、「株式会社」甲社が同社「取締役」Aの借入
15 「債務」5000万円を「保証すること」として間接取引（356条1項
16 3号）に当たる。

17 (2) 甲社では、取締役会の承認を受けていない。

18 ア. 会社の承認を欠く間接取引は、相手方との関係では、取引安全
19 の見地から、間接取引該当性と会社の承認がないことにつき相手
20 方が悪意又は重過失である場合に限り、無効であると解する。

21 イ. 本件連帯保証契約は典型的な間接取引であるから、Aが甲社の
22 代表取締役であることを認識していたBとしては、当然、間接取
23 引該当性について悪意だったといえる。また、Bは、「自分のよう

1 な小さな会社の経営者が A に取締役会の議事録の写しを強く求め
2 れば、A の機嫌を損ねて取引の機会を失ってしまうなどと考え」
3 ていたことから、実際にと取締役会の承認の存在について疑って
4 いたといえる。にもかかわらず、これ以上の確認をしなかったの
5 だから、調査確認義務違反の態様が甚だしいといえ、取締役会の
6 承認がないことを知らなかったことについての重過失もある。

7 したがって、②の主張も認められる。

8 4. ③

9 (1) まず、代表取締役による代表権濫用については、民法 107 条が適
10 用ないし類推適用される。

11 (2) 次に、本件連帯保証契約は、A が甲社を代表して、A 個人のレス
12 トラン事業の資金としての借りに係る貸金債務を主債務として
13 締結されたものだから、A が「自己…の利益を図る目的で…した」
14 行為である。

15 (3) そして、B は、A から、A 個人でレストランを開業するための事
16 業資金として 5000 万円を A 個人に融資してほしいと頼まれている。
17 そのため、B は、A が A 個人のレストラン事業の資金としての借り
18 入れに係る貸金債務を甲社に連帯保証させようとしていること、つ
19 まり A の代表権濫用の目的を「知」っていたといえる。

20 したがって、仮に①②の主張が認められなくても、本件連帯保証
21 契約は代表権濫用を理由として無効である。

22 5. 以上より、本件連帯保証契約は、①、②又は③の理由から、無効
23 である。よって、乙社の請求は認められない。

1 設問 2

2 1. C は、本件株式を実質的に支配している C が本件株式の株主である
3 と主張する。

4 2. 確かに、株式の実質的支配者と名義人とが一致しない場合における
5 株主は常に名義人であると解することが、基準として明確である。

6 しかし、一般私法上の法律行為においては、真に契約の当事者とし
7 て申込みをした者が契約当事者として権利を取得し、義務を負担する。

8 そこで、真に株式引受契約の当事者として申込みをした実質上の引
9 受人が株主であると解する。

10 3. C は、息子である A に対して、「いずれ社長になる身として、従業員
11 や取引先の手前、多少の株を持っておく必要がある。金のことは心配
12 しなくていい。」と述べ、本件株式を引き受けることを勧めた。その後、
13 本件株式の発行に必要な事務手続は、C の指示に基づいて、甲社の総
14 務部が進め、株式の申込みに必要な書面等における A の記名押印も A
15 が甲社に預けていた印章を用いて総務部が行った。このように、C は、
16 本件株式の発行に至るまでの一連の流れを支配していた。

17 しかも、払込金額である 2000 万円は全て C の貯金によって賄われ
18 ているから、払込みにおいて経済的出捐をしたのは C だけである。

19 さらに、本件株式に係る剰余金配当は、C 名義の株式に係る分と併
20 せて C 名義の銀行口座に振り込まれており、これらの剰余金配当につ
21 いては C の所得として C のみが確定申告をしていた。このように、C
22 は、本件株式に係る経済的利益を全面的に享受していた。

23 加えて、A 及び C 宛ての株主総会の招集通知等は、C の指示により、

1 いづれも甲社の総務部に留め置かれ、本件株式に係る株主総会の議決
2 権についても、甲社の総務部が、C名義の株式に係る議決権と併せて、
3 会社提案に賛成するものとして事務処理がされた。Cは、平成27年6
4 月に取締役を退任し、以後は、Aが代表取締役の地位にあったが、前
5 記のような事務処理は継続された。このように、Cは、本件株式に係
6 る議決権についても全面的に支配していた。

7 以上の事情からすると、真に株式引受契約の当事者として申込みを
8 した実質上の引受人は、Cであるから、Cが株主である。

9 よって、Cの訴えが認められる。

10 設問3

11 1. Aは、甲社の「株主」として、本件決議から「3箇月以内」である令
12 和2年7月に、本件決議の取消しの訴え（831条1項柱書）を提起す
13 る。その上で、①Cが議長を務めたこと、②CがGによる議決権代理
14 行使を認めなかったこと、③Cが丙社の内規に従わないでFによる投
15 票を有効と扱ったこと及び④Cが候補者であるA・Cごとに採決をし
16 なかったことが本件決議の取消事由に当たると主張する。

17 2. ①

18 確かに、「取締役1名選任の件」を議題とする本件株主総会におい
19 て、Aの取締役選任とCの取締役選任とは非両立の関係に立つから、
20 Cは本件修正議案について「特別の利害関係を有する者」（831条1項
21 3号）に当たりそうである。

22 しかし、株主が自身を候補者とする取締役選任議案について賛成す
23 ることは、株主としての経営参加権の行使にすぎないから、Cは本件

1 修正議案について「特別の利害関係を有する者」に当たらない。

2 したがって、①は取消事由に当たらない。

3 3. ②

4 (1) Dは、20万株の議決権の行使についてGに委任していた(310条
5 1項)。Cは、甲社の定款により議決権行使の代理人資格が甲社株主
6 に限定されていたことから、「Gには出席資格がない」と述べ、Gに
7 議決権を行使させなかった。では、上記定款はGにも適用されるか。

8 (2) 310条1項は、代理人資格の制限を合理的な理由による相当程度
9 の範囲内で許容する趣旨である。そして、議決権行使の代理人資格
10 を株主に限定する定款規定は、株主総会が株主以外の第三者によっ
11 て攪乱されることを防止し、会社の利益を図るという合理的な理由
12 に基づく相当程度の制限であるから、310条1項に反しないと解す
13 る。したがって、上記定款は有効である。

14 (3) 他方で、株主の議決権行使(308条1項)は会社経営に参加する
15 手段として最も重要なものであるから、その機会は最大限保障され
16 るべきである。そこで、㉞株主総会の攪乱のおそれがない場合や、
17 ㉟定款規定の適用が事実上議決権行使の機会を奪うに等しい場合に
18 は、定款規定の効力は及ばないと解する。

19 弁護士は、法令及び弁護士職務基本規程により、高度の職業倫理
20 と重い責任の下に職務に遂行する者であるから、依頼者である株主
21 の意思に反して総会屋又はそれに類する行動に及ぶなどして株主総
22 会を攪乱するとは通常考えられない。そうすると、㉞に該当するた
23 め、上記定款はGには適用されない。

1 したがって、②は、「決議の方法」が 310 条 1 項という「法令…
2 に違反する」(831 条 1 項 1 号) として取消事由に当たる。

3 (4) ②は、株主の議決権行使の機会を奪うものだから、「違反する事実
4 が重大でなく」とはいえず、裁量棄却(831 条 2 項)はない。

5 (5) ②は、A に関する瑕疵ではない。もっとも、個々の株主の利益を
6 超えて決議の公正を図るという決議取消しの訴えの制度趣旨から、
7 株主は他の株主に関する瑕疵も取消事由として主張することができ
8 ると解する。したがって、A は②を取消事由として主張できる。

9 4. ③

10 (1) A は、丙社の内規に従った手続により、丙社の代表取締役専務 E
11 から丙社の 10 万株の議決権について包括的委任を受けたことを根
12 拠として、丙社の 10 万株の議決権について A に投票する内容で代
13 理行使した。他方で、F も、丙社の 10 万株の議決権について、丙社
14 の代表者として C に投票する内容で行使した。このように、丙社の
15 10 万株について、A と F による議決権行使が矛盾している。

16 確かに、法律関係の明確化の要請からすると、ある会社の内規に
17 ついて、別の会社においても当然に法的拘束力を有すると解するこ
18 とはできない。しかし、別の会社が当該内規の存在を認識していた
19 のであれば、別の会社において当該内規の法的拘束力を認めても、
20 別の会社における法律関係が不明確になるとはいえないから、別の
21 会社においても法的拘束力が認められると解すべきである。

22 A は内規の存在を知らなかったのだから、代表取締役 A の認識を
23 もって甲社が内規を認識していたとはいえない。また、行使された

1 議決権 30 万個のうち 20 万個を兩名で有する A 及び C が内規の存
2 在を知らなかったことから、株主自身の認識を根拠として甲社が内
3 規を認識していたともいえない。したがって、甲社の本件株主総会
4 において内規は法的拘束力を有しない。

5 (2) 他方で、F は丙社の代表取締役副社長であるから、丙社の 10 万株
6 の議決権について代表者として行使できる。したがって、議長 C が
7 F による投票が有効であり、A による投票が無効であると扱うこと
8 は、議長の権限 (315 条 1 項) の範囲内のこととして許容される。

9 (3) よって、③を理由とする取消事由は認められない。

10 5. ④

11 取締役の選任議案は、候補者 1 人ごとに 1 個の議案を構成する (会
12 社法施行規則 66 条 1 項 1 号イ) から、各候補者の選任議案ごとに出
13 席株主が議決権を行使するというのが原則的な選任方法である。とこ
14 ろが、C は、原則的な選任方法によらず、342 条の要件を満たしてい
15 ないにもかかわらず、「取締役として選任すべき者として A と C のい
16 ずれかの氏名を記載するという方法で採決する」という累積投票制度
17 (342 条) に準ずる選任方法を採用している。これは、342 条の要件
18 の潜脱として、議長の権限の濫用に当たりそうである。

19 しかし、C による上記の選任方法の提案について、誰も異議を唱え
20 なかったのだから、本件株主総会において議決権を行使した株主の全
21 員がこれに同意していたといえる。したがって、議長の権限の濫用は
22 認められず、④を理由とする取消事由も認められない。

23 6. 以上より、②を理由として、A の訴えが認められる。 以上